

毎週火・金曜日発行（但休日になるときは翌日）
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

目次

- ◇告示 土地改良区設立認可
土地改良事業計画の認可
農地及び農業用施設災害復旧事業補助金交付規程の一部改正
- ◇選管告示 地方労働委員会委員の推せんについて
当選証書を附与した者

告示

鳥取県告示第三百六十四号

気高郡青谷町北河原田中民蔵外十四人の者から申請のあつた青谷町北河原土地改良区の設立について、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十条第一項の規定により、昭和三十一年八月十五日認可した。

昭和三十一年八月二十一日

鳥取県知事 遠 藤 茂

鳥取県告示第三百六十五号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第四十八条第三項において準用する第十条第一項の規定により、天神野土地改良区の新たに行おうとする土地改良事業計画について、昭和三十一年八月十五日認可した。

昭和三十一年八月二十一日

鳥取県知事 遠 藤 茂

鳥取県告示第三百六十六号

農地及び農業用施設災害復旧事業補助金交付規程（昭和二十九年八月鳥取県告示第四百十号）の一部を次のように改正する。

昭和三十一年八月二十一日

鳥取県知事 遠 藤 茂

題名中「農地及び農業用」を「農林水産業」に改める。
第一条中「農地及び農業用」を「農林水産業」に改め

る。

第二条第一項に次の三号を加える。

四 漁港施設に係るもの 当該災害復旧事業の事業費の十分の六、五

五 共同利用施設に係るもの 当該災害復旧事業の事業費の十分の一

六 漁港災害関連事業に係るもの 当該災害関連事業の事業費の十分の六

(漁港施設の場合)

昭和 年 漁 港 施 設 災 害 復 旧 事 業 計 画 概 要 書
事業主体名

番 号	漁 港 名	市 町 村 名	復 旧 工 種	要 求		災 害 復 旧 工 種	定		摘 要
				金 額	内 転 入 未 成		金 額	内 転 入 未 成	
計									

備考 1 工事番号は工事別に一通番号により記載すること。

2 応急工事があるときは復旧要求欄に「内応急」と記載すること。

第二条第二項に次の二号を加える。

三 漁港施設に係るもの 当該部分の十分の九

第十三条本文中「地方事務所長」を「所轄耕地事務所長」に改め、同条但書を次のように改める。

但し、漁港施設及び漁業用施設にあつては市町村長經由とする。

様式第一号の次に「(機械及び職業用施設の場合)」を加え、同表の次に、次の二表を加える。

(共同利用施設の場合)

施設別事業主体別災害復旧事業補助計画概要書

〇 〇 施 設
事業主体名

1 災害を受ける直前における施設の概要

- (イ) 位置
- (ロ) 種類
- (ハ) 構造
- (ニ) 能力
- (ホ) 建設年月日及び取得年月日
- (ヘ) 台帳価格及び現在評価額
- (ニ) 利用者数
- (ホ) 利用者中の組合員の数
- 2 災害名及び災害発生年月日並びに被害の概要
- 3 工事箇所
- 4 工事の着手及び完了の予定時期
- 5 工事の年度割予定
- 6 復旧額

区 分	被 害 復 旧 計 画	備 考
	被害 程度 員数 単位 面積 円	復旧 計画 員数 単位 面積 円
(例) 建 物		
工 事 費		
工作物		
機械器具		
たい積土砂 排除事業		
〇 〇		
小 計		
事務雑費		
合 計		

7 復旧事業の経済効果

注 (1) 本表は、施設別事業主体別に別表とすること。

(2) 6の項の「被害程度」の欄には、被害額をその施設の現在評価額に対する百分率によりその70%以上の場合は「全壊」、その70%未満50%以上の場合は「中壊」、その50%未満30%以上の場合は

「小磯」、その20%未満の場合は「それ以下」と記入し、たい積土砂排除事業についてはその排除すべき土砂の平均厚さをメートルで表わすこと。

(3) 6の項の「構造」の欄には、たい積土砂排除事業についてはその排除方法を記入すること。

(4) 6の項の「員数」の欄には、建物については棟数並びに建坪及び延坪、機械については機種別個数を、たい積土砂排除事業についてはその排除すべき土砂の量を立方メートルで記入すること。

(5) 6の項の「備考」の欄には、新設、補修の別その他を記入すること。

(6) 設計書、仕様書、図面その他別に定める書類を添付すること。

様式第三号の「災害復旧事業（関連工事）」および「〇〇災害復旧事業（関連工事、共同利用施設、被災者関係事業）」の「費目及び費目費」と「費目水産費」との欄。

様式第三号の「（農地及び農業用施設の場合）」

を用い、同表の「備考」の欄に記入する。

（漁港施設の場合）

漁港施設災害復旧工事設計書

昭和 年 災害 事業主体名

工事番号	工事概要	要
漁港名		
市町村字名		
区分	要求額	決定額
工事費		
内 応 急		
内 未 成		
内 転 属		
起工理由		

設計総計表

費目	形状寸法	金額	摘要
本工事費			
附帯工事費			

用地費		
補償費		
機械器具費		
工事雑費		
応急工事費		
計		

設計内容

費目	工種	数量	単位	単価	金額	摘要

備考 1 設計書には平面図、構造図及び縦横断面図を添付すること。

2 起工理由の欄には、災害原因及び復旧計画の概要を記載すること。

3 機械器具費の欄には運用施行の場合にのみ記載すること。

4 工事雑費の欄は、直営施行の場合以外の場合には労働災害保険料、失業保険料を記載すること。

5 設計書の費目欄は、設計総計表の費目を記載し工種の欄は防波堤、岸壁、護岸、浚渫等に区分しさらにその細目又は材料等を記載すること。

6 応急工事のある場合においては、朱書の精算設計書を添付すること。

7 設計内訳書及び一位単価表を添付すること。

（共同利用施設の場合）

施設別事業主体別災害復旧事業補助計画書（成績書）

〇〇施設

事業主体名

- 1 事業目的
- 2 工事箇所
- 3 直営、請負の別
- 4 工事着手（予定）時期
- 5 工事完了（予定）時期
- 6 工事年度割（予定）

7 復旧額

区分	構造	員数	単価	国庫・道庁・事業主負担補助金の額				備考
				円	円	円	円	
工事費								
建物								
工作物								
機械器具								
たい積土砂排除事業								
〇								
〇								
小計								
事務雑費								
合計								

8 事業主体の負担方法

9 復旧事業の経済効果

- 注 (1) 本表は、施設別、事業主体別に別業とすること。
- (2) 7の項の「構造」の欄には、たい積土砂排除事業についてはその排除方法を記入すること。
- (3) 7の項の「員数」の欄には、建物については棟

数並びに建坪及び延坪を、機械については機種別個数を、たい積土砂排除事業については排除すべき土砂の量を立方メートルで記入する。

(4) 設計書、仕様書及び図面を添附すること。

(漁港災害関連事業の場合)

漁港災害関連事業計画書

1 事業の目的

2 事業の内容及び経費の配分

(1) 事業内容及び経費の配分

番号	施行主体	漁港名	位置	計画の概要		事業費	負担、補助区分		
				工種	数量		国庫	県費	市町村(又は組合)

(2) 工事設計書

費目	工種	概造	材料	形状・寸法	数量	単位	単価	金額	備考

附表

1 単価表 (単価の算出基礎を示すもの) 様式適宜

積量表 (数量の算出の基礎を示すもの)

へ図 面

計画設計平面図 (特に漁港区域を記載したもの)

縦横断面図

構造 図

備考

- (1) 費目欄には、工事費、工事雑費及び事務雑費等の区分を記載する。
- (2) 工種欄には、防波堤、岸壁、船揚場等の区分を記載する。
- (3) 構造欄には、工種ごとに方塊、場所諸コンクリー、石積等の区分を記載する。
- (4) 材料欄には、工種ごとに使用する材料の名称を記載する。
- (5) 形状寸法欄には、工種ごとに使用する材料の形状寸法等を記載する。

(6) 災害復旧事業と災害関連事業とを合併施行する場合、は、災害復旧事業に該当する分は、かつて書とする。

3 事業施行の方法

4 事業の完了予定年月日

5 資材表

6 労務表 (熟練、非熟練の区分)

様式第五号表題中「災害復旧事業(関連工事)」を「〇〇災害復旧事業(関連工事、共同利用施設、漁港災害関連事業)」に改める。

様式第六号表題中「災害復旧事業(関連工事)」を「〇〇災害復旧事業(関連工事、共同利用施設、漁港災害関連事業)」に改める。

この規程は、「漁港関係補助金、共同利用施設補助金に

ついて「昭和三十一年度から適用する。

鳥取県告示第三百六十七号

鳥取県地方労働委員会の第十一期委員を任命したいので労働組合及び使用者団体はそれぞれ労働者委員及び使用者委員の候補者を次の手続により推せんされるよう労働組合法施行令（昭和二十四年政令第二百三十一号）第二十一条の規定により請求する。

昭和三十一年八月二十一日

鳥取県知事 遠藤 茂

第十一期鳥取県地方労働委員会
労働者委員会
使用者

候補者推せん要領

推せんする者の資格

労働者を代表する委員の候補者を推せんする資格を有する者は、鳥取県の区域内のみに組織を有し労働組合法の規定に適合する労働組合であること。

使用者を代表する委員の候補者を推せんする資格

を有する者は、鳥取県の区域内のみに組織を有し労働問題を取扱うことが主な目的であるか、または業務の主要な部分である使用者団体であること。

二 推せんされる者の資格

労働者委員、使用者委員の候補者はともに、労働組合法第十九条第八項の欠格条項に該当しない者であること。

三 推せん手続

1 労働組合は別紙に推せん書に次の書類を添付して所定の期間内に所轄労政事務所を経由して知事に提出すること。

イ、労働組合資格審査申請書（別紙様式二）

組合規約、労働協約、その他立証に必要とする

資料たゞしかつて一年以内に立証を得たことの

あるもので、その後規約、協約その他当時の実態

に異動のない場合はその審査決定書の写と、その

後異動の無い旨の組合責任者の証明書を添付する

るを以てつて何の添付資料を省略することができ

る。

なお現在立証のため労働委員会に手続中のものはその旨連絡すること。

2 使用者団体は別紙に推せん書を所定の期間内に所轄労政事務所を經由して知事に提出すること。

別紙 (一) (推せん書様式)

年
月
日

所在地

労働組合または使用者団体の名称

鳥取県知事 遠藤

推せん書

労働組合法施行令（昭和二十四年政令第二百三十一号）第二十一条の規定によつて鳥取県地方労働委員会の労働者（使用者）委員候補者として次の者を推せんします。

四 推せんすることが出来る候補者の数

別に制限はない。

五 推せん期間 昭和三十一年八月二十一日から

九月十日まで

氏名	生年月日	現住所	(労働者) 所属組合 名及び地位 (使用者) 所属会社 事業場名及び地位	(労働者) 所属職場名及び 地位	経歴	備考
----	------	-----	---	------------------------	----	----

